

# 事業計画

[平成23年4月1日から平成24年3月31日まで]

## I 基本方針

財団法人神奈川県企業庁サービス協会は、昭和60年4月1日発足以来27年目を迎えますが、近年、第三セクターを取り巻く社会・経済環境は大きく変化し、全国的には公益法人制度改革に係る3法が平成20年12月1日に施行され、当協会も一般財団法人化に向けての適切な事業運営が求められています。

一方、神奈川県においては県主導第三セクターの抜本的な改革への取組がなされ、当協会は平成21年3月に県からの負担金が解消したことにより「自立化」とされましたので、今後は、実質的な自立化に向け努力してまいります。

さらに、神奈川県においては随意契約の見直しが行われ、企業庁の受託業務にも段階的に競争性が導入され、競争入札で落札できる価格設定を行うには厳しい経営努力が必要となってきております。

こうした状況のなか、本年度も引き続き水資源の有効利用等の普及啓発や地域振興のための公益事業を積極的に推進し、公共の福祉の増進に寄与してまいります。また、これまで実施してきた神奈川県企業庁所管業務を経営努力による競争力の強化によって着実に受託するとともに、受託事業の拡大・充実に努め、経営基盤の強化に努めることを基本方針とします。

## II 事業計画



一般会計

浄水場、発電所、ダム施設等の体験学習等を通して水資源、自然エネルギー及び環境についての普及啓発活動を行い、公共の福祉増進に寄与して行きます。

### 1 自主事業

#### (1) 水質浄化思想等の普及啓発事業

##### ア 水・自然エネルギー等の普及啓発事業

県民の皆様に水資源の保全や有効利用、また、水力・太陽光発電などの自然エネルギーへの理解と関心を深めてもらうことを目的として、体験学習を実施するとともに企業庁の施設や事業についての広報・広聴活動を行います。

##### (ア) 水・自然エネルギー体験事業の実施

実施回数：4回 募集人数：160名

##### (イ) その他水質浄化思想普及イベントの実施

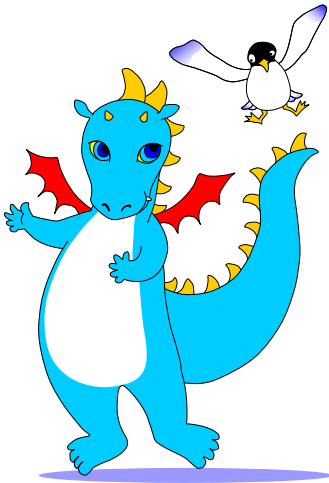
##### イ 水道及び水道関係団体との連携による普及啓発活動

他の事業者が行うイベント等に積極的に参加し、水道に関する知識の普及及び啓発を図ります。

##### (ア) 水道週間の普及啓発活動

##### (イ) 下水道ふれあいまつりへの参加





ウ サービス協会広報誌の発行  
「水しるべ」を発行し、当協会が実施する公益事業等について広く紹介します。

(ア) 発行部数：年2回 4,000部（1回につき2,000部）

(イ) 配布先：県営水道区域内小中学校及び水道事業関連団体等

## (2) スポーツ施設の運営事業

地域住民のスポーツ振興及び健康増進等を目的として、プロミティふちのべびルのスポーツ施設の管理運営を行うとともに、水泳をする機会の少ない身体障害者等の水泳教室を実施します。

## 2 受託事業

### (1) 水道記念館の運営事業

ア 水道記念館・水の広場の維持管理を受託し、水道に関する知識の普及及び啓発を図るとともに、水道記念館を核として水質浄化普及啓発の情報発信を行います。

(ア) 参加型イベントの開催 年12回

河川の水質浄化や水源林の保全の関心を深めてもらうことを目的として、子供たちが興味をもっていただくイベントを開催します。

(イ) 水道記念館図書資料室の運営

水道記念館内に図書資料室を開設し、来館者に閲覧及び貸出しを行う。また、水に関する図書資料を計画的に整備し、資料室の充実を図ります。

(ウ) 総合学習支援

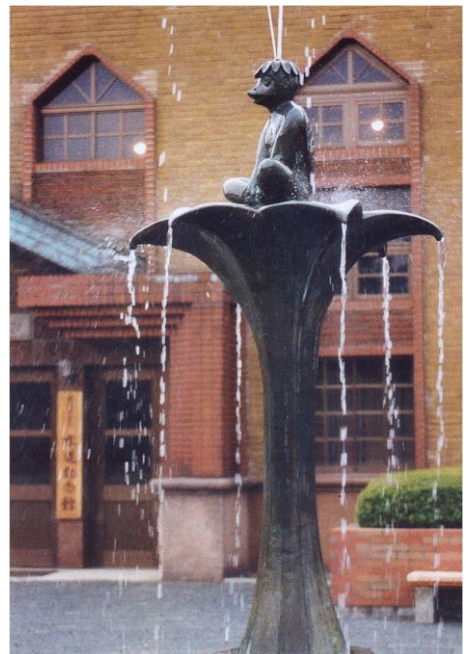
水道記念館において、県内の各学校で実施される「総合的な学習の時間」に、水と環境に関する体験型の学習ができるよう支援します。

イ 水道施設見学会及び水源林保全体験事業

県営水道利用者に県営水道施設見学や水源林下草刈体験を通じて水資源の大切さや水道事業への理解と関心を高めていただきます。

水道施設見学会 実施回数：1回 募集人数：40名

水源林保全体験 実施回数：2回 募集人数：80名



## 特別会計

公益事業促進の財政基盤を確立するため、自主事業を積極的に事業運営をするとともに企業庁の発注業務を積極的に受注し、経営基盤の安定を図ります。

## 1 自主事業

### (1) 駐車場運営事業

企業庁から有償貸与を受けた土地を、月極め駐車場として運営します。

平塚市四之宮駐車場：40台



#### (4) 水道施設巡回点検等業務

企業庁の管理に属する水道施設の一部について、効果的維持管理等に資するため、「水道施設巡回点検」、「配水池巡回」、「配水量測定」、「記録用紙取替」及び「水質検査」の業務を行います。

配置営業所等：8 所属

##### ① 水道施設巡回点検業務

寒川浄水場、谷ヶ原浄水場及び箱根水道営業所管内の浄水関連施設について、施設巡回、薬品補給、取水口・着水井等の清掃等を行います。

##### ② 配水池巡回業務

配水池を月1回巡回し、門扉や構造物、設備等の施設の状況の確認、施設の確認、軽微な修繕等を行います。（対象施設）配水池128箇所

##### ③ 配水量測定業務

指定された配水量メータの指針を、原則として週1回測定します。

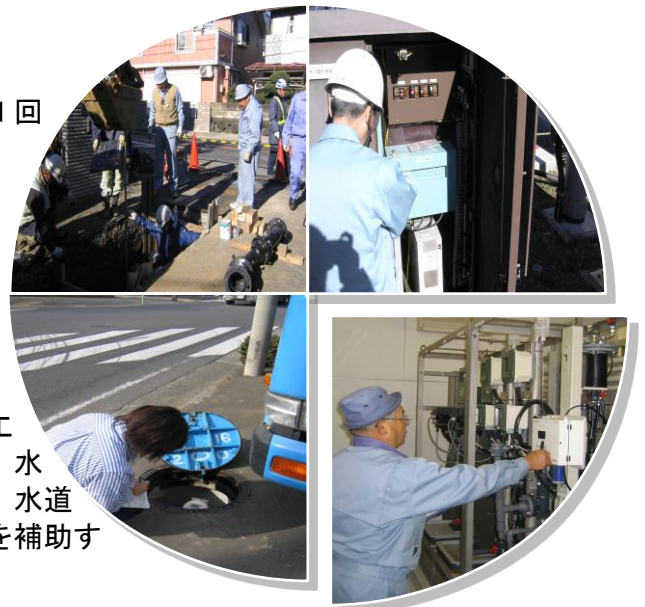
（対象施設）配水量メータ79箇所

##### ④ 記録用紙取替業務

配水量測定に必要な記録用紙を原則として、月1回取替える業務を行います。（対象施設）1箇所

##### ⑤ 水質検査業務

指定された水質検査箇所について、毎日1回、色、濁り、残留塩素の検査を所定の方法により行います。（対象箇所）53箇所



#### (5) 水道管布設工事現場管理業務

水道営業所が発注する水道管布設工事・鉛管取替工事について、効果的かつ効率的な執行に資するため、水道営業所職員が行う現場監督業務を補助する業務や、水道管改良工事の際に行う断水操作に必要な一連の作業を補助する業務を行います。

##### ① 水道管布設工事現場管理

委託者と連携し、次の監督補助業務を行います。

（業務内容） 工事関係書類の確認、監督員・請負業者との工事打合せ及び現場立会、工事施工の確認、安全施設の確認及び点検、施行状況の確認、設計変更等に伴う現地調査及び資料作成等

##### ② 鉛管取替工事現場管理業務

委託者と連携し、次の監督補助業務を行います。

（業務内容） 鉛管取替工事箇所の選定のための調査、申請等の確認、現場監督補助、出来形確認票の確認、完成図書の確認等（受託区域）5,400箇所

#### (6) 発電所施設巡回点検業務

相模川発電管理事務所の管理に属する発電所及びダム施設の電気・機械設備の機能を維持し、事故・故障等の未然防止に資するため、各発電所の巡視点検、構内整備、漏油の回収等の業務を行います。（対象施設）相模発電所ほか7発電所及び沼本ダム

#### (7) 電気通信及びダム水路施設巡回点検業務

相模川水系ダム管理事務所の管理に属する電気通信及びダム水路施設について、ダム水路電気設備、水位局、下流警報設備、配電線・ダム水路施設等の巡回点検業務等を行います。

（受託箇所）ダム等、水位局及び下流警報設備など56箇所

(8) 寒川取水管理所取水施設巡回点検業務

相模川水系ダム管理事務所の管理に属する寒川取水施設の巡回点検業務等を行います。

(業務内容) 土木機械施設巡回点検、取水堰左岸の取水口除塵機廻りの清掃作業と整理、取水口網場の清掃作業、沈砂池の流芥物の除去作業と整理、電気施設点検等を行います。

(8) 強羅保養所運営事業

職員強羅保養所（せせらぎ）の管理運営を行います。

〈施設〉 客室：12室  
宿泊定員：46人

